

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社インターフェイス（以下「甲」という。）と株式会社インターフェイス従業員代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先でシステムエンジニア、プログラマー、運用オペレーター、運用管理及びヘルプデスクの業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表2の地域指数を乗じたものとする。

（1）「システムエンジニア」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和6年8月27日職発第0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）別添2に定める「情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）」とする。

（2）「プログラマー」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添2に定める「プログラマー」とする。

（3）「運用オペレーター」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添2に定める「その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）」とする。

（4）「運用管理」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添2に定める「ITシステム運用管理者」とする。

（5）「ヘルプデスク」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添2に定める「ITヘルプデスク」とする。

(6) 時間外労働手当、深夜、休日労働手当については、基本給及び賞与とは分離し、第5条のとおりとする。

(7) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第6条のとおりとする。

(8) 退職手当については、基本給及び賞与とは分離し、第7条のとおりとする。

(9) 地域調整については、大阪府・兵庫県・東京都・愛知県の就業地で派遣就業を行うことから、通達別添3に定めるそれぞれの指数を用いるものとする。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

(1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：20年

Bランク：10年

Cランク：5年

Dランク：3年

Eランク：2年

Fランク：1年

Gランク：0年

2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則第16条に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員の退職手当は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結するものとする。

2 中退共加入の条件は 2020 年 4 月 1 日時点で勤続年数 5 年以上の者を対象とし、掛金月額は 5,000 円とする。勤続年数 5 年未満の者については勤続年数 5 年に到達した時点で加入とする。

3 別表 2 の 一般基本給・賞与等の額の 6 % の額と掛金の額との差額については、通達第 3 の 4 に基づく合算による比較方法により対応するものとする。



第 8 条 対象従業員の退職手当は、中退共制度の基本退職金額表のとおりとする。

但し、退職手当制度を開始した 2020 年 4 月 1 日以前の勤続年数の取扱いについては、役職者に限定し、通算制度を適用するものとし 1 年単位（端数月切り捨て）で 10 年を限度とする。役職者以外の加入前の勤務期間分については、加入より 5 年後に 5 年間掛金を増額するものとし、増額期間である 5 年を超えた時点で、元の掛金（5,000 円）に戻るものとする。但し、会社の業績によるものとする。

過去勤務 掛金月額	過去勤務掛金月額 (納付額)	=	過去勤務通算月額	×	過去勤務期間に応じた掛金率 (※)+厚生労働大臣の定める率
--------------	---	---	---	---	--

※算定に使用する厚生労働大臣の定める率については、運用収入の状況等により半期毎に定められ、法令の改正により変更されます。

(賃金の決定に当たっての評価)

第 9 条 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は社員就業規則第 4 3 条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき賞与額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第 10 条 教育訓練（次条の定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については対象従業員以外の従業員と同一とし、社員就業規則第 5 5 条の規定を準用する。

(教育訓練)

第 11 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第 12 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第 13 条 本協定の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

令和7年3月24日

甲 株式会社インターフェイス 代表取締役 井門 一美
乙 株式会社インターフェイス 従業員代表 藤岡 幹央



別表 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
1	情報処理・ 通信技術者 (ソフトウェア開発)	通達に定める 賃金構造基本 統計調査	1,424	1,652	1,770	1,808	1,894	2,127	2,553
2	地域調整	(大阪) 108	1,538	1,784	1,912	1,953	2,046	2,297	2,757
3	地域調整	(兵庫) 102.1	1,454	1,687	1,807	1,846	1,934	2,172	2,607
4	地域調整	(東京) 112.7	1,605	1,862	1,995	2,038	2,135	2,397	2,877
5	地域調整	(愛知) 104.8	1,492	1,731	1,855	1,895	1,985	2,229	2,676

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
1	プログラマー	通達に定める 賃金構造基本 統計調査	1,361	1,579	1,692	1,728	1,810	2,033	2,440
2	地域調整	(大阪) 108	1,470	1,705	1,827	1,866	1,955	2,196	2,635
3	地域調整	(兵庫) 102.1	1,390	1,612	1,728	1,764	1,848	2,076	2,491
4	地域調整	(東京) 112.7	1,534	1,780	1,907	1,947	2,040	2,291	2,750
5	地域調整	(愛知) 104.8	1,426	1,655	1,773	1,811	1,897	2,131	2,557

別表 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
1	その他の情報処理 ・通信技術者 (ソフトウェア開発 を除く)	通達に定める 賃金構造基本 統計調査	1, 376	1, 596	1, 710	1, 748	1, 830	2, 056	2, 467
2	地域調整	(大阪) 108	1, 486	1, 724	1, 847	1, 888	1, 976	2, 220	2, 664
3	地域調整	(兵庫) 102. 1	1, 405	1, 630	1, 746	1, 785	1, 868	2, 099	2, 519
4	地域調整	(東京) 112. 7	1, 551	1, 799	1, 927	1, 970	2, 062	2, 317	2, 780
5	地域調整	(愛知) 104. 8	1, 442	1, 673	1, 792	1, 832	1, 918	2, 155	2, 585

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
1	IT システム 運用管理者	通達に定める 賃金構造基本 統計調査	1, 344	1, 559	1, 671	1, 707	1, 788	2, 008	2, 410
2	地域調整	(大阪) 108	1, 452	1, 684	1, 805	1, 844	1, 931	2, 169	2, 603
3	地域調整	(兵庫) 102. 1	1, 372	1, 592	1, 706	1, 743	1, 826	2, 050	2, 461
4	地域調整	(東京) 112. 7	1, 515	1, 757	1, 883	1, 924	2, 015	2, 263	2, 716
5	地域調整	(愛知) 104. 8	1, 409	1, 634	1, 751	1, 789	1, 874	2, 104	2, 526

別表 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
1	IT ヘルプデスク	通達に定める 賃金構造基本 統計調査	1, 275	1, 479	1, 585	1, 619	1, 696	1, 905	2, 286
2	地域調整	(大阪) 108	1, 377	1, 597	1, 712	1, 749	1, 832	2, 057	2, 469
3	地域調整	(兵庫) 102. 1	1, 302	1, 510	1, 618	1, 653	1, 732	1, 945	2, 334
4	地域調整	(東京) 112. 7	1, 437	1, 667	1, 786	1, 825	1, 911	2, 147	2, 576
5	地域調整	(愛知) 104. 8	1, 336	1, 550	1, 661	1, 697	1, 777	1, 996	2, 396

別表２ 対象従業員の基本給及び賞与の額

<情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発） 大阪府版>

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	退職手当	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	超上級	2,757	410	190	3,357	≧	2,757	20 年
B ランク	上級	2,297	360	152	2,809		2,297	10 年
C ランク	中級(上)	2,046	330	129	2,505		2,046	5 年
D ランク	中級(中)	1,953	330		2,283		1,953	3 年
E ランク	中級(下)	1,912	290		2,202		1,912	2 年
F ランク	初級	1,784	270		2,054		1,784	1 年
G ランク	初級(未経験)	1,538	210		1,748		1,538	0 年

<情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発） 兵庫版>

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	退職手当	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	超上級	2,607	410	190	3,207	≧	2,607	20 年
B ランク	上級	2,172	360	152	2,684		2,172	10 年
C ランク	中級(上)	1,934	330	129	2,393		1,934	5 年
D ランク	中級(中)	1,846	330		2,176		1,846	3 年
E ランク	中級(下)	1,807	290		2,097		1,807	2 年
F ランク	初級	1,687	270		1,957		1,687	1 年
G ランク	初級(未経験)	1,454	210		1,664		1,454	0 年

別表 2 対象従業員の基本給及び賞与の額

<情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発） 東京都版>

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	退職手当	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	超上級	2,877	410	190	3,477		2,877	20 年
B ランク	上級	2,397	360	152	2,909		2,397	10 年
C ランク	中級(上)	2,135	330	129	2,594		2,135	5 年
D ランク	中級(中)	2,038	330		2,368	≧	2,038	3 年
E ランク	中級(下)	1,995	290		2,285		1,995	2 年
F ランク	初級	1,862	270		2,132		1,862	1 年
G ランク	初級(未経験)	1,605	210		1,815		1,605	0 年

<情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発） 愛知県版>

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	退職手当	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	超上級	2,676	410	190	3,276		2,676	20 年
B ランク	上級	2,229	360	152	2,741		2,229	10 年
C ランク	中級(上)	1,985	330	129	2,444		1,985	5 年
D ランク	中級(中)	1,895	330		2,225	≧	1,895	3 年
E ランク	中級(下)	1,855	290		2,145		1,855	2 年
F ランク	初級	1,731	270		2,001		1,731	1 年
G ランク	初級(未経験)	1,492	210		1,702		1,492	0 年

別表２ 対象従業員の基本給及び賞与の額

<プログラマー 大阪府版>

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	退職手当	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	超上級	2,635	360	190	3,185		2,635	20 年
B ランク	上級	2,196	340	152	2,688		2,196	10 年
C ランク	中級(上)	1,955	320	129	2,404		1,955	5 年
D ランク	中級(中)	1,866	320		2,186	≧	1,866	3 年
E ランク	中級(下)	1,827	310		2,137		1,827	2 年
F ランク	初級	1,705	280		1,985		1,705	1 年
G ランク	初級(未経験)	1,470	240		1,710		1,470	0 年

<プログラマー 兵庫県版>

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	退職手当	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	超上級	2,491	360	190	3,041		2,491	20 年
B ランク	上級	2,076	340	152	2,568		2,076	10 年
C ランク	中級(上)	1,848	320	129	2,297		1,848	5 年
D ランク	中級(中)	1,764	320		2,084	≧	1,764	3 年
E ランク	中級(下)	1,728	310		2,038		1,728	2 年
F ランク	初級	1,612	280		1,892		1,612	1 年
G ランク	初級(未経験)	1,390	240		1,630		1,390	0 年

別表 2 対象従業員の基本給及び賞与の額

<プログラマー 東京都版>

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	退職手当	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	超上級	2,750	360	190	3,300		2,750	20 年
B ランク	上級	2,291	340	152	2,783		2,291	10 年
C ランク	中級(上)	2,040	320	129	2,489		2,040	5 年
D ランク	中級(中)	1,947	320		2,267	≥	1,947	3 年
E ランク	中級(下)	1,907	310		2,217		1,907	2 年
F ランク	初級	1,780	280		2,060		1,780	1 年
G ランク	初級(未経験)	1,534	240		1,774		1,534	0 年

<プログラマー 愛知県版>

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	退職手当	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	超上級	2,557	360	190	3,107		2,557	20 年
B ランク	上級	2,131	340	152	2,623		2,131	10 年
C ランク	中級(上)	1,897	320	129	2,346		1,897	5 年
D ランク	中級(中)	1,811	320		2,131	≥	1,811	3 年
E ランク	中級(下)	1,773	310		2,083		1,773	2 年
F ランク	初級	1,655	280		1,935		1,655	1 年
G ランク	初級(未経験)	1,426	240		1,666		1,426	0 年

別表２ 対象従業員の基本給及び賞与の額

<その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く） 大阪府版>

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	退職手当	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	超上級	2,664	250	190	3,104	2,664	20 年
B ランク	上級	2,220	250	152	2,622	2,220	10 年
C ランク	中級(上)	1,976	240	129	2,345	1,976	5 年
D ランク	中級(中)	1,888	240		2,128	1,888	3 年
E ランク	中級(下)	1,847	240		2,087	1,847	2 年
F ランク	初級	1,724	220		1,944	1,724	1 年
G ランク	初級(未経験)	1,486	210		1,696	1,486	0 年

≧

<その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く） 兵庫県版>

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	退職手当	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	超上級	2,519	250	190	2,959	2,519	20 年
B ランク	上級	2,099	250	152	2,501	2,099	10 年
C ランク	中級(上)	1,868	240	129	2,237	1,868	5 年
D ランク	中級(中)	1,785	240		2,025	1,785	3 年
E ランク	中級(下)	1,746	240		1,986	1,746	2 年
F ランク	初級	1,630	220		1,850	1,630	1 年
G ランク	初級(未経験)	1,405	210		1,615	1,405	0 年

≧

別表 2 対象従業員の基本給及び賞与の額

＜その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く） 東京都版＞

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	退職手当	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	超上級	2,780	250	190	3,220	2,780	20 年
B ランク	上級	2,317	250	152	2,719	2,317	10 年
C ランク	中級(上)	2,062	240	129	2,431	2,062	5 年
D ランク	中級(中)	1,970	240		2,210	1,970	3 年
E ランク	中級(下)	1,927	240		2,167	1,927	2 年
F ランク	初級	1,799	220		2,019	1,799	1 年
G ランク	初級(未経験)	1,551	210		1,761	1,551	0 年

≧

＜その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く） 愛知県版＞

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	退職手当	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	超上級	2,585	250	190	3,025	2,585	20 年
B ランク	上級	2,155	250	152	2,557	2,155	10 年
C ランク	中級(上)	1,918	240	129	2,287	1,918	5 年
D ランク	中級(中)	1,832	240		2,072	1,832	3 年
E ランク	中級(下)	1,792	240		2,032	1,792	2 年
F ランク	初級	1,673	220		1,893	1,673	1 年
G ランク	初級(未経験)	1,442	210		1,652	1,442	0 年

≧

別表 2 対象従業員の基本給及び賞与の額

<IT システム運用管理者 大阪府版>

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	退職手当	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	超上級	2,603	370	190	3,163	$\geq$	2,603	20 年
B ランク	上級	2,169	360	152	2,681		2,169	10 年
C ランク	中級(上)	1,931	340	129	2,400		1,931	5 年
D ランク	中級(中)	1,844	330		2,174		1,844	3 年
E ランク	中級(下)	1,805	330		2,135		1,805	2 年
F ランク	初級	1,684	270		1,954		1,684	1 年
G ランク	初級(未経験)	1,452	250		1,702		1,452	0 年

<IT システム運用管理者 兵庫県版>

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	退職手当	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	超上級	2,461	370	190	3,021	$\geq$	2,461	20 年
B ランク	上級	2,050	360	152	2,562		2,050	10 年
C ランク	中級(上)	1,826	340	129	2,295		1,826	5 年
D ランク	中級(中)	1,743	330		2,073		1,743	3 年
E ランク	中級(下)	1,706	330		2,036		1,706	2 年
F ランク	初級	1,592	270		1,862		1,592	1 年
G ランク	初級(未経験)	1,372	250		1,622		1,372	0 年

別表 2 対象従業員の基本給及び賞与の額

<IT システム運用管理者 東京都版>

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	退職手当	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	超上級	2,716	370	190	3,276	2,716	20 年
B ランク	上級	2,263	360	152	2,775	2,263	10 年
C ランク	中級(上)	2,015	340	129	2,484	2,015	5 年
D ランク	中級(中)	1,924	330		2,254	1,924	3 年
E ランク	中級(下)	1,883	330		2,213	1,883	2 年
F ランク	初級	1,757	270		2,027	1,757	1 年
G ランク	初級(未経験)	1,515	250		1,765	1,515	0 年

 $\geq$

<IT システム運用管理者 愛知県版>

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	退職手当	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	超上級	2,526	370	190	3,086	2,526	20 年
B ランク	上級	2,104	360	152	2,616	2,104	10 年
C ランク	中級(上)	1,874	340	129	2,343	1,874	5 年
D ランク	中級(中)	1,789	330		2,119	1,789	3 年
E ランク	中級(下)	1,751	330		2,081	1,751	2 年
F ランク	初級	1,634	270		1,904	1,634	1 年
G ランク	初級(未経験)	1,409	250		1,659	1,409	0 年

 $\geq$

別表２ 対象従業員の基本給及び賞与の額

<IT ヘルプデスク 大阪府版>

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	退職手当	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	超上級	2,469	420	190	3,079	2,469	20 年
B ランク	上級	2,057	415	152	2,624	2,057	10 年
C ランク	中級(上)	1,832	390	129	2,351	1,832	5 年
D ランク	中級(中)	1,749	380		2,129	1,749	3 年
E ランク	中級(下)	1,712	380		2,092	1,712	2 年
F ランク	初級	1,597	350		1,947	1,597	1 年
G ランク	初級(未経験)	1,377	320		1,697	1,377	0 年

 $\geq$

<IT ヘルプデスク 兵庫県版>

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	退職手当	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	超上級	2,334	420	190	2,944	2,334	20 年
B ランク	上級	1,945	415	152	2,512	1,945	10 年
C ランク	中級(上)	1,732	390	129	2,251	1,732	5 年
D ランク	中級(中)	1,653	380		2,033	1,653	3 年
E ランク	中級(下)	1,618	380		1,998	1,618	2 年
F ランク	初級	1,510	350		1,860	1,510	1 年
G ランク	初級(未経験)	1,302	320		1,622	1,302	0 年

 $\geq$

別表 2 対象従業員の基本給及び賞与の額

<IT ヘルプデスク 東京都版>

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	退職手当	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	超上級	2,576	420	190	3,186	2,576	20 年
B ランク	上級	2,147	415	152	2,714	2,147	10 年
C ランク	中級(上)	1,911	390	129	2,430	1,911	5 年
D ランク	中級(中)	1,825	380		2,205	1,825	3 年
E ランク	中級(下)	1,786	380		2,166	1,786	2 年
F ランク	初級	1,667	350		2,017	1,667	1 年
G ランク	初級(未経験)	1,437	320		1,757	1,437	0 年

≧

<IT ヘルプデスク 愛知県版>

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	退職手当	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	超上級	2,396	420	190	3,006	2,396	20 年
B ランク	上級	1,996	415	152	2,563	1,996	10 年
C ランク	中級(上)	1,777	390	129	2,296	1,777	5 年
D ランク	中級(中)	1,697	380		2,077	1,697	3 年
E ランク	中級(下)	1,661	380		2,041	1,661	2 年
F ランク	初級	1,550	350		1,900	1,550	1 年
G ランク	初級(未経験)	1,336	320		1,656	1,336	0 年

≧

